

野洲郡

〔伊呂波字類抄安國郡〕近江國中野洲ヤス

〔近江國輿地志略野洲郡〕夫以野洲郡の文字、日本紀には益須に作る、釋日本紀には、益須は今の野洲郡なりといふ、古事記曰、美知能宇斯王之弟、水穗真若王者、近淡海之安直祖、又曰、近淡海之安國造之祖、意富多牟和氣云々、安の國は安の郡なり、郡を國といひしたためし、古に多し、郡の音をぐにともよむ、たとへば錢をせに、蘭をらにと云が如く、此郡の地勢、乾と巽とは長して廣し、艮と坤とは短して狭し、此郡界南と坤とは粟太郡なり、北西と乾とは湖にして、東と艮とは蒲生郡に交る、巽は甲賀郡との界に接れり、

〔古事記中開花〕此美知能宇斯王之弟、水穗真若王者、近淡海之安直之祖

〔日本書紀三十一持統〕七年十一月乙未、車駕還宮、己亥、遣沙門法員、善往、真義等、試飲近江國益須郡、醴泉、八年三月己亥、詔曰、粵以七年歲次癸巳、醴泉涌於近江國益須郡、都賀山諸疾病、停宿益須寺、而療差者衆、故入水田四町布六十端、原除益須郡、今年調役雜徭、

〔新撰姓氏錄山城國皇別〕曰佐

紀朝臣同祖、武内宿禰之後也、欽明天皇御世、□率同族四人、國民三十五人、歸化、天皇務以其遠來、勅稱珍勳臣、爲三十九人之譯、時人號曰譯氏、男諸石臣、次麻奈臣、是近江國野洲郡曰佐、山代國相樂郡曰佐、大和國添上郡山村曰佐等祖也、

〔日本靈異記下〕依妨修行人得猴身緣第二十四

近江國野洲郡部内御上嶺有神、社名曰阨我大神、奉依封六戸、略、中、下、〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合今請墾田地玖伯玖拾肆町、略、中、

近江國貳伯町

野洲郡百町、自郡北川原并葦原

四至

東百姓熟田、南里

西川之限、北山之限、略、中